

違憲衆議院議員からかかる原発推進圧力 －衆議院原子力問題調査委員会

「東電福島第一原発事故の事故原因はまだ本当には解明されていない。国会内に調査委員会を設けて、事故原因の糾明にあたり、このような事故の再発を防止すべし」と提言したのは昨年夏に調査結果をまとめ報告書を国会に提出した『国会事故調査委員会』でした。しかし日本の国会は、この提言にもかかわらず全くこの方向に向けて動きませんでした。2012年12月自民党大勝の「違憲総選挙」の後、安倍内閣が成立し、2013年1月選挙後初めての国会が開かれ、**1月28日に『衆議院 原子力問題調査委員会』が発足**しました。「東電福島第一事故」の本格的な原因糾明をついに国会も開始するのだから、と思っていた私はそのメンバーを見て腰を抜かしました。全部で**40名の委員のうち、24名までが自民党議員**。これは自民党が大勝したのである意味やむを得ないのですが、元通産官僚で名だたる原発推進派の大物議員・細田博之氏、福井県出身の原発推進派議員・高木毅氏、元通産官僚で原発立地県新潟出身のこれも名づけての原発推進派議員・細田健一氏、委員長は森財閥の御曹司で世襲の原発推進派・森英介氏、そのほか長い間自民党で原発推進をしてきた額賀福志郎氏や第一次安倍内閣の官房長官だった塩崎恭久氏など、これは原発推進委員会と呼ぶにふさわしいメンバーです。「東電福島第一原発事故原因の徹底的な糾明」という本来の目的は完全に換骨奪胎させられています。自民党議員ばかりではありません。民主党議員も野田政権時の外務大臣・玄葉光一郎氏、菅政権時の福島原発事故担当大臣で経産省のイエスマンだった馬淵澄夫氏。自民党議員に輪をかけてひどいのが日本維新の会の議員。元経産官僚の足立康史氏、福島で原発推進を行ってきた小熊慎司氏。極めつけは先日の予算委で「セシウムは安全」とトンデモ質問を行った西田譲氏。40人の中でまともに見えるのは笠井亮氏（共産党）と椎名毅氏（みんなの党）の2人位なものです。朝日新聞(3月20日大阪本社版)によると自民党の鴨下一郎国対委員長は「特別委の目的は原子力規制委員会を監視すること」と原子力規制緩和を目的とした委員会であることを公言しています。

「衆議院原子力問題調査委員会」はこの4月から本格的に活動を開始しますが、その役割は「**違憲国会議員**」による**原発推進活動であることは確実**です。

この現状が2012年12月総選挙を通じての私たちの選択でした

以上見てきたように、「福島第一原発」は巨大な核物質仮置き場化し、ある意味では第1事故前より危険な状況にあって、第2事故の危機が迫っていること、また規制委員会は政治・経済界の原発推進圧力にあって、その本来の性格を早くも変質させはじめ、「原発安全神話」時代に戻ろうとする気配も見え、違憲選挙で成立した自民党安倍内閣政権は、あからさまに原発推進、核燃料再処理事業を推し進めようとしていること、また圧勝した自民党の違憲議員たちは、国会事故調の提言を換骨奪胎してあからさまな原発推進委員会を作り、原発再稼働に向けた強力なバネの一つとして働きそうなこと…。

ここで大きな疑問は、何故私たちは自民党政権を誕生させてしまったか、という点です。表面的には2つ要因があると思われる。

- ① 福島第一原発事故の解決、フクシマ放射能危機による国民被曝の最小化、福島原発第2事故の絶対回避などが長期的に見て最大の政治課題であるにもかかわらず、自民党が提示する「経済成長」、「デフレからの脱却」、「北朝鮮の脅威」、「尖閣列島問題に代表される中国からの脅威」、「円高脱却」、「輸出の拡大」などといった経済問題や外からの脅威を持ち出されると簡単に「フクシマ問題」が最大の政治課題であるにもかかわらず政治的優先度が落ちていった。つまりは「経済問題」や「外からの脅威問題」に争点が逸らされていった。
- ② 大手マスコミの世論操作が大きな効果をあげた。世論操作は異常なほど頻繁な「世論調査発表」、「自民党大勝利」の予測を通じて行われた。いつの世にも世論調査は選挙操作。だから一部の国（たとえばイタリアなど）は選挙直前2週間は世論調査や選挙予測の発表は禁止となっている。今回は大手マスコミの世論調査が功を奏して、「反原発市民」（多くは反自民）が早々とあきらめ、多く投票

しなかった。それが59.32%という戦後最低の投票率となつてあらわれた。(2009年総選挙の投票率69%から見ると約10%も低い) といつて自民党が圧倒的に支持されたわけでもない。(得票率は小選挙区で43%、全国区で27%)

しかし、この2つの理由も表面の理由でしかありません。2012年首都圏脱原発デモに10万人、あるいは一時15万人の市民が脱原発を訴えて参加しました。また首都圏だけではなく。全国主要な町では毎週のように大規模な原発反対の意志表示がありました。その人々は選挙の時にはどこにいったのでしょうか？ そうです。簡単に自民党の経済成長の誘惑に乗ってブレしてしまったのです。あるいは「外からの脅威」の脅しに乗ってしまったのです。あるいはマスコミの世論操作に乗って早々とあきらめてしまったのです。

なぜ簡単にブレてしまい、あるいはあきらめてしまったのでしょうか？ それは、**放射線被曝、特に低線量内部被曝の深刻な健康に対する影響を理解していなかったから**、という他はありません。そしてこれが自民党大勝を易々と許してしまった本当の理由です。**もし低線量内部被曝の深刻な健康影響を理解していたら、そして原発や核施設が事故を起こさなくても放射能を出し続けていることを知っていたら、低線量内部被曝が様々な病気の原因、時には死に至る病気の原因となっていることを知っていたら、そしてそれが私たちの「生活の質」を根本から破壊することを真に理解していたら、「経済的利益の誘惑」や「外からの脅威」の脅しや、マスコミの世論操作に乗ってのあきらめは決してしなかつたでしょう。「健康」や「命」や「高い生活の質」はどんな価値より私たち一人一人にとってかけがえのない貴重なものであり、私たちはそれをまもることを決してあきらめないから**です。従つてもし本当に低線量内部被曝の危険を理解していたら核を推進する自民党に投票することは決してなかつた筈です。

平成25年1月28日(月曜日) 第1号記録より

衆議院 原子力問題調査特別委員会 設置		
委員会役職	委員	所属・備考
理事	伊藤 信太郎	(自民、二世議員)
	大島 理森	(自民、当選10回、元幹事長)
	川田 隆	(自民 元静岡県連事務局長)
	大久保 三代	(自民)
	菅家 一郎	(自民 元会津若松市長)
	菅野 さちこ	(自民 福島県出身)
	北川 知克	(自民 二世議員)
	佐々木 紀	(自民)
	佐藤 勉	(自民)
理事	塩崎 恭久	(自民 第一次安倍内閣の官房長官)
	白石 徹	(自民 元日本青年会議所副会頭)
理事	鈴木 馨祐	(自民 元大蔵官僚)
	田中 良生	(自民 父は元埼玉県市長)
	高木 毅	(自民 福井県出身の原発推進派)
理事	高島 修一	(自民 三世議員)
	中村 裕之	(自民 元北海道議)
	額賀福志郎	(自民 当選10回 閣僚を歴任)
	細田 健一	(自民 元通産官僚)
	細田 博之	(自民 当選7回 元通産官僚)
理事	牧原 秀樹	(自民 弁護士出身)
	宮澤 博行	(自民 元静岡県磐田市議会議員)
	宮下 一郎	(自民 二世議員)
委員長	森 英介	(自民 当選8回 森財閥出身 原発推進派)
	築 和生	(自民 秘書出身)
	玄葉光一郎	(民主 野田政権の外務大臣)
	近藤 洋介	(民主 三世議員)
	篠原 孝	(民主 元農水官僚)
理事	古川 元久	(民主 元大蔵官僚)
	馬淵 澄夫	(民主 菅政権の原発事故担当大臣)
理事	足立 康史	(維新の会 元経産官僚)
	小熊 慎司	(維新の会 元福島県議)
	木下 智彦	(維新の会 元三井物産社員)
	西田 譲	(維新の会 元議員秘書 原発推進派)
	(あの予算委「トンデモ」質問のチンピラ議員である)	
理事	江田 康幸	(公明 化学及血清療法研究所出身)
	國重 徹	(公明 創価学園・大学出身の純粋培養系)
	中野 洋昌	(公明 国交官僚出身)
	柿沢 未途	(みんな 元NHK 二世議員)
	椎名 毅	(みんな 元国会事故調事務局)
	笠井 亮	(共産 民青出身)
	玉城デニー	(生活 タレント出身)

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/ きょうはニャンニャンの日です。放射能で苦しむのは人間だけではありません。

第41回広島2人デモ

2013年3月22日(金曜日) 18:00～19:00 毎週金曜日に歩いてます

調査・文責：哲野イサク
チラシ作成：網野沙羅
連絡先：sarah@inaco.co.jp



危険で違法な 黙っていたら“YES”と同じ 大飯原発再稼働を止めましょう

日本の政治危機で増幅する 福島第一原発危機

収束どころか…危機的状況は去っていない

本日のトピック

放射線被曝に安全量はない
世界中の科学者によって一致承認されています。

- 「福島第一原発危機」とはいったい何か？
- 新安全基準ができてても関電大飯原発は止まらない
- 違憲国会が選んだ違憲内閣－安倍政権がかける強烈な原発推進圧力
- 違憲衆議院議員からかかる原発推進圧力－衆議院原子力問題調査委員会
- この現状が2012年12月総選挙を通じての私たちの選択でした

福島第一原発危機とはいったい何か？

私たちは今深刻な「福島第一原発危機」を迎えています。2011年3月11日の「原発事故」ではありません。第2の「苛酷事故の危険」のことです。1号機から3号機までの炉内にはもともと1496体の燃料集合体がありました。集合体に格納されていたウラン235、ウラン238、プルトニウム239、プルトニウム241の総量は約309.5トンという膨大な数字にのぼります。(広島原爆で使われたウラン235とウラン238の合計は75kg)土台ケタが違います。今現在これら核燃料はすでに溶融した残骸(デブリ)を含め剥き出しです。また1号機から6号機までの使用済み核燃料プールには合計5936体の集合体があります。1号から4号までのプールの核燃料は確実に損傷し、大量の放射能を現在も放ち、人が近づける状態ではありません。さらに共用プールには合計6377体の核燃料集合体(新燃料2体を含む)があります。これらは今現在ただひたすら水で冷やしてこれ以上の悪化を防いでいる状況です。正常な冷却水循環システムは、1号炉から3号炉まではすでに失われています。また燃料プールも冷却以外に方法はないわけですが、大量の水を送り込む設備を動かさなくてはなりません。そのためには安定した電源供給システムが必要ですが、それも第1事故のため失われ現在応急措置・仮設です。(5号機と6号機プールを除く)さらに炉内やプールを冷やすための大量の水は循環系統が失われているため、高濃度汚染水として溜まり続けています。このため福島第一敷地内は現在巨大な「放射性物質仮置き場」と化しているのです。しかも原子炉施設としてはすでに密閉性が失われ、いわば全てが剥き出し状態です。この意味では、福島第一敷地内は第1事故前よりはるかな危険な状態だ、といえましょう。3月18日に発生した使用済み核燃料プール・共用プール冷却水電源供給配電盤の故障などは冰山の一角にすぎません。これが「福島第一原発危機」です。ことは東電1社で対処する限界をはるかに超えています。日本全体が総力を挙げて解決にあたらなくてはなりません。第2事故が起こる前に…。

問題になった車載型の仮設配電盤



この仮設配電盤が使用済み核燃料プール、共用プールの核燃料冷却用電源供給の命綱。実際には仮設のタコ足配線が繋がっていた。これだけではない。応急処置仮設だらけの敷地内では様々な危機が防がれている。

【資料参照】東電電力Webサイト福島第一・第二原子力発電所の状況/報道配布資料(3月20日)より

巨大な核物質仮置き場と化す福島第一原発敷地

2013年(平成25年)1月31日時点



【東京電力(株) 福島第一原子力発電所 構内配置図】(平成25年1月31日) (「東京電力(株) 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況(概要版)」資源エネルギー庁・東京電力株式会社 2013年1月31日)より作成。地図はgoogleマップ直近の航空写真。<作成は網野沙羅>



新安全基準ができてても関電大飯原発は止まらない - 早くも変質する原子力規制委員会の「規制方針」



2013年3月19日第33回原子力規制委員会会合後の記者会見で、田中俊一原子力規制委員会委員長はおかしな発言をしました。ことは現在日本で唯一稼働している関西電力大飯原発の2つの原子炉の扱いについてです。**田中委員長は、7月18日までに施行予定の原発再稼働のための『新安全基準』ができて、すぐに大飯原発安全審査のための再稼働停止を命じない、というのです。**合わせてこの4月頃には、原子力規制委員会として大飯原発の安全確認をし、安全でなければ稼働停止を命じる、とも述べました。この奥歯にもの挟まった田中委員長のもの言いは私たち一般市民には非常にわかりにくい説明です。

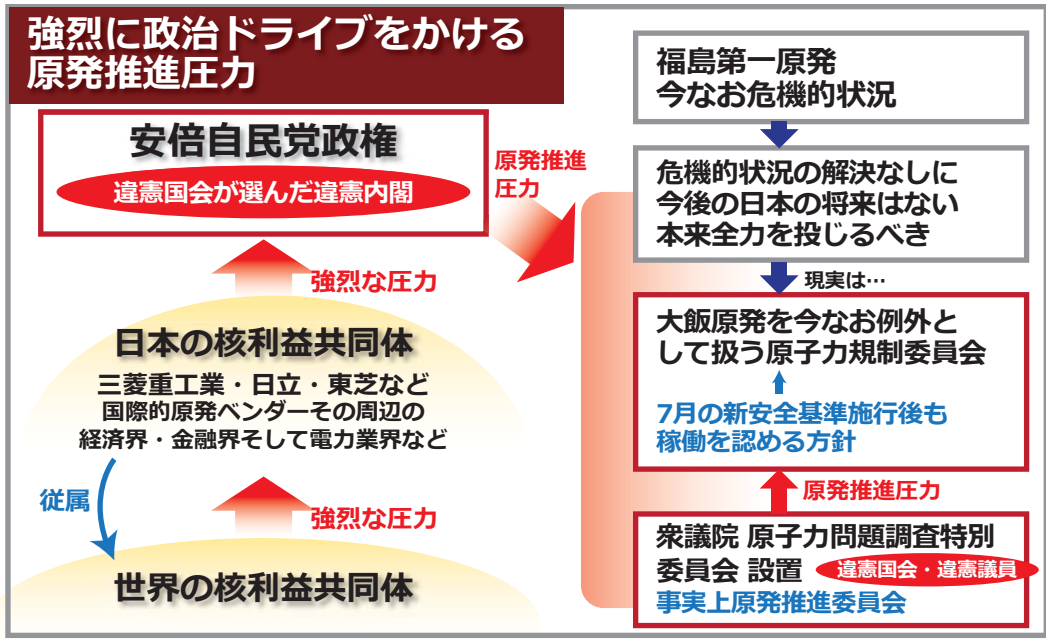
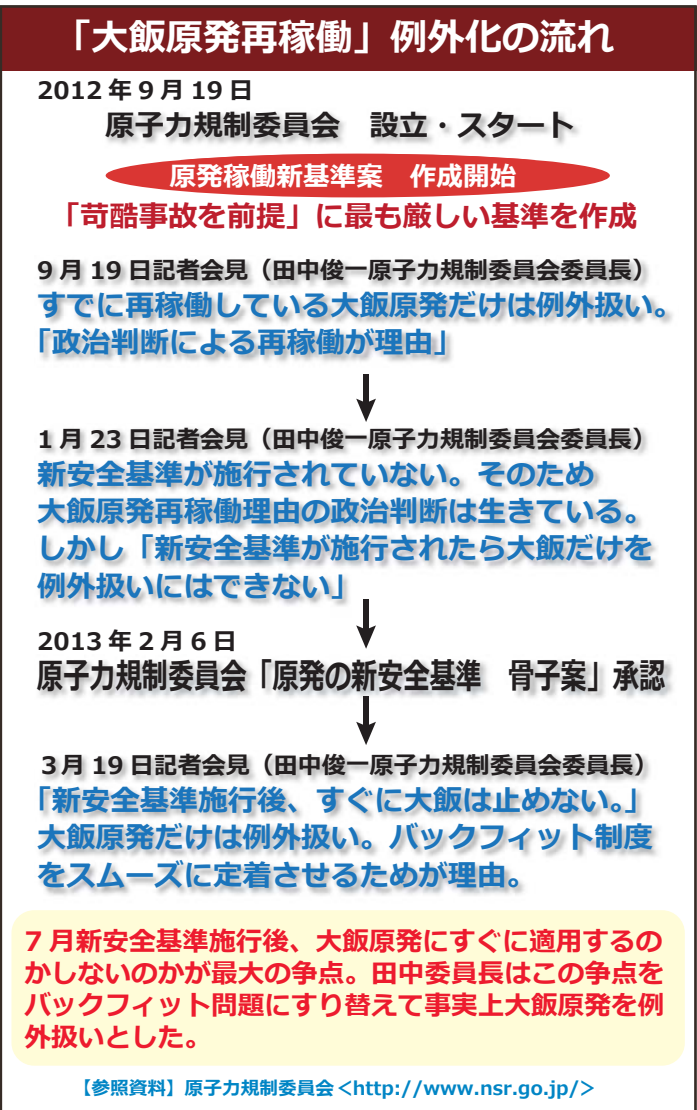
原子力規制委員会は、**2012年9月の発足以来、一貫して関電大飯原発を規制の例外扱い**にしてきました。田中委員長の説明では、大飯原発再稼働は、規制委員会として安全確認した結果ではなく、**前民主党野田政権時の『政治判断』で行われた、だから、新安全基準を策定中の規制委員会としては大飯原発再稼働問題にはタッチしない、**というものでした。

しかし新安全基準ができれば話は別です。大飯原発は新安全基準の審査対象となりますので、例外扱いにすることはできません。果たして「新安全基準の骨子」が固まる直前の1月23日の記者会見では、田中委員長は**「新安全基準ができれば、すべての原発は安全審査対象となる。大飯原発だけを例外扱いにはできない」と発言**しました。これは今現在大飯原発だけが「政治判断再稼働」として例外扱いにしていることは問題としても、**新安全基準の前に例外は作らない、とするそれなりに筋の通った発言**です。

ところが、自民党安倍政権が誕生し、この政権が強烈な「原発再稼働ドライブ」をかけ始めると、また事実上**三菱グループや金融業界が主導する日本の支配的経済界や原発推進を進めなければ債務超過に陥ってしまう電力業界など日本の核利益共同体が圧力をかけ始めると、田中委員長や原子力規制委員会の姿勢は微妙に揺れ**を見せ始めます。

それが3月19日の記者会見での発言、**「事前の安全確認で問題がなければ、新安全基準の施行後もすぐには大飯原発再稼働停止を命じない。安全審査は9月に予定されている定期点検の時にでもおこなえばよいだろう」と**なってあらわれたわけです。

そこで田中委員長が持ち出した**理由付けは「バックフィット」をスムーズに定着させるため、**というものでした。「バックフィット」というのは、新たな基準ができる時、その基準を過去にさかのぼって適用する、というものです。このバックフィットを厳格に適用すると新たに基準ができるたびに、適合しない原発はすべていったん停止させる、こととなります。まことに結構な考え方ですが、実際にそれを実施すると基準ができるたびに原発が停止してしまう、これでは「バックフィット」自体が定着しない、からというのがその理由付けです。しかし**バックフィットでは一定の猶予期間を設けてその間に基準に適合することを許しています。**現実にも今回の新安全基準案でも「加圧水型原子炉」の複数ベント装置取り付けは5年間の猶予期間を設けています。バックフィット定着のためなら猶予期間を設ければ済むことです。第一、**大飯原発はバックフィットもなにも、新安全基準の審査すら受けないまま、再稼働継続を認める、というわけですから、バックフィット以前の話です。**すなわち田中委員長は、大飯原発再稼働例外扱いをいったん辞める、といいながら**圧力に負けて例外扱いを継続する、と言ったのも同じこと**です。原子力規制委員会は「原発安全神話」と手を切り、**苛酷事故が起こることを前提に、世界一厳しい安全基準を作ると豪語**したわけですが、その安全基準も**例外を作っては意味がありません。**原子力規制委は新安全基準の施行前に、圧力にまけて早くも変質し始めた、と見ることができます。



違憲国会が選んだ違憲内閣—自民党安倍政権がかける強烈な原発推進圧力

2012年12月総選挙は「違憲」と4つの高裁が判決

2013年3月東京高裁、札幌高裁、仙台高裁、名古屋高裁・金沢支部で画期的な判決が下りました。2012年12月自民党が大勝した総選挙で、**小選挙区における1票の格差が「最大2.43倍」もあったことは、「憲法違反」である、という判決**です。

この訴訟は長い間日本の弁護士グループ（**日比谷パーク法律事務所・小川尚史-なおふみ-弁護士ら**）が提起してきた問題で、国政選挙で1票の格差があるのは憲法の下での平等（**憲法14条-法の下での平等**）に反する、憲法違反だというのが争点です。**常に権力の側に立って判決を下してきた日本の高級裁判所は、これまで「憲法違反とはいえない」とか、あるいは「この争点は裁判になじまない」とか理屈をつけて、政府権力側を擁護**してきました。ところが「格差問題」はいつまでも経っても改善されず、ついに2011年3月（**福島原発事故が発生した月**）に、最高裁は2009年総選挙（**民主党が大勝した選挙**）は、「違憲状態」という判決を下しました。この判決も「違憲」とまでは踏み込まず「違憲状態」などといったおよそ非論理的判決でしたが、ともかくも「違憲状態」と言わざるを得なかったのは、**これ以上は国民の裁判所や裁判官に対する信頼が失墜する、**と考えたからに他なりません。

ところが、「**違憲状態**」を宣告された「**1票の格差**」は、**2012年12月の総選挙では「最大2.30票」から「最大2.43票」にまで拡大**してしまっていました。弁護士グループは早速この点を捉えて「**違憲訴訟**」を起こしました。今回各地の高裁は極めて短期間で判決を下しました。それが先ほどの東京、札幌、仙台、名古屋高裁金沢支部、各高裁「**違憲判決**」となって実現しました。これ以上は裁判所の権威に関わる、「**憲法も守れない裁判所**」という評価はいかにもマズイ、というところでしょう。現在全部で2つの弁護士グループが全国14の高裁またはその支部で16件の訴訟を起こしており、すでに「**違憲状態**」と従来通りの判決を下した高裁（たとえば**名古屋高裁、福岡高裁**など）がありますが、明確に「**憲法違反**」と判決した高裁がすでに4つもあるのは画期的です。しかしながら「**憲法違反**」といいながら**選挙結果自体は「無効ではない」（すなわち有効）**とした点は、**全く非論理的**です。**憲法違反の選挙ならば、その結果は無効の筈**ですが、この4裁判所は「**事情判決の法理**」なるものを持ち出して「**選挙結果自体は有効**」としました。

事態はこれで決着がつくものではなく、原告（**弁護士グループ**）、被告（**直接的には各地の選挙管理委員会**）双方とも判決を不服として上告し、決着は最高裁に持ち込まれることになる見通しです。しかし、繰り返しますが高裁段階で2012年12月（**自民党が大勝した選挙**）の総選挙を「**憲法違反**」とした意義は大きいといわざるを得ません。

違憲国会が選んだ違憲内閣—安倍自民党政権

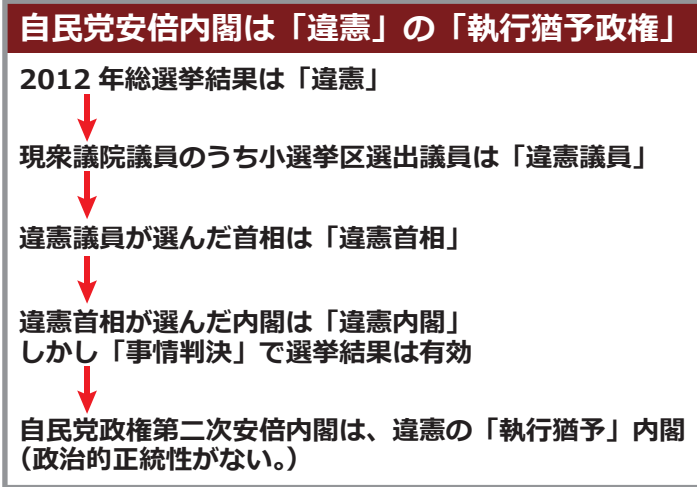
というのは、**2012年12月の選挙が憲法違反ならば、少なくとも小選挙区で当選した議員はすべて「違憲議員」**です。（**選挙結果自体は有効。おかしな理屈ですがこれが高裁が下した判決です**）

違憲議員が大多数を占める衆議院は「**違憲衆議院**」です。その「**違憲衆議院**」が選んだ内閣総理大臣は「**違憲内閣総理大臣**」です。その違憲内閣総理大臣が選任した内閣、閣僚、副大臣はすべて違憲内閣、違憲閣僚、違憲副大臣となります。つまり現在**日本の最高政治責任をとるべき『自民党安倍内閣』は、明確な「違憲政権」**なのです。

しかしながら「事情判決」で選挙結果は有効としたわけですから、現『**自民党安倍内閣**』は、言ってみれば合憲政権までの過渡期内閣、別な表現をつかえば『**執行猶予内閣**』といういい方ができると思います。『**執行猶予内閣**』とは、**その政治的正統性が欠落している内閣**という意味でもあります。

「1票の格差」違憲判決のいきさつ	
争点	国政選挙において有権者1票に格差があるのは、 憲法第14条（法の下での平等）及び第44条（議院及び選挙人の資格）違反 であり、そのような選挙結果は無効とすべきである。（日本の弁護士グループの訴訟）
2011年3月	最高裁、2009年総選挙の「1票の格差」（小選挙区格差最大2.30倍）を「 違憲状態 」、「選挙結果」は事情判決により「有効」と判決
2013年3月	東京高裁、2012年12月総選挙の「1票の格差」（小選挙区格差最大2.43倍）を明確に憲法違反と判決。従来のあいまいな「 違憲状態 」判決から大きく一歩踏み込んで「 違憲 」と判決。ただし選挙結果は事情判決で「有
2013年3月	札幌高裁、2012年12月総選挙の「1票の格差」（小選挙区格差最大2.43倍）を 東京高裁に続いて明確に憲法違反と判決 。選挙結果は有効。
2013年3月	仙台高裁、2012年12月総選挙の「1票の格差」（小選挙区格差最大2.43倍） 東京、仙台高裁に続いて憲法違反と判決 。選挙結果は有効。
2013年3月	名古屋高裁・金沢支部、2012年12月総選挙の「1票の格差」を 東京、札幌、仙台高裁に続いて憲法違反と判決 。選挙結果は有効。

現在2つの弁護士グループが全国14の高裁・支部に計16件の訴訟をおこしているが、上記4判決はその一環。



翻って安倍首相を始め、自民党の幹部たち、あるいは安倍政権の閣僚たちには、自分たちが**執行猶予**されているという意識は全くありません。あくまで正統な選挙で正統に選ばれ、政治的正統性があると信じて、日本の将来を大きく左右する**重要な政策や方針を我がもの顔に取り仕切っているのが実情**です。（**正統性を持たない政治グループが政治権力を掌握することをクーデタと呼びます。この意味では「自民党安倍クーデタ政権」と呼ぶことができるかも知れません**）

現在ただ今の私たちの問題としては、この『**安倍自民党違憲政権**』が、多くの国民の意思に反して「**原発再稼働推進**」、「**核燃料サイクル事業推進**」を**大ぴらにすすめている**ことです。そればかりではありません。「**福島原発事故**」の反省と批判の上に立って、「**苛酷事故を前提とした新安全基準**」を作り、基準を大幅に厳格化しようしている現在の**原子力規制委員会（原発再稼働のための規制委員会であることには変わりません）に政治的圧力をかけ、その基準を事実上緩和し、もう一度「原発安全神話」の時代に引き戻そうとしているのが自民党安倍政権だ、と断定しても的外れだ、**と言う人はそう多くはないでしょう。ましてや、**安倍晋三氏は第一次安倍内閣首相の時に、国会の場で「日本の原発は絶対安全」と言い切った張本人**です。

私たちは次の参議院選挙の時には、この「**違憲政権**」を痛い目に合わせなくてはなりません。